

全国経営協は「新しい社会福祉法人」のあり方を提言します。

全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

■はじめに

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき設立される特別法人であり、民間社会福祉事業の中心的な担い手として、これまで一貫して国民の社会福祉の増進に寄与してきました。

福祉サービスは、利用者の利益を第一に考え、適切・良質かつ安定的に行われなければならないと、社会福祉法人は高い公共性のもと、真に国民の負託に応えるべく実践を重ね、その実績も評価されるものであると考えます。

一方、経済財政諮問会議や総合規制改革会議等による社会福祉法人・社会福祉事業に対する提言は、社会福祉事業の特性に対する十分な検討がなされないまま、民間活力の導入等による経済活性化や、効率性の観点のみが強調されています。

とくに、先に決定された「構造改革特区推進のためのプログラム」において、一定の条件のもとで特別養護老人ホームの運営を株式会社に認める特区が盛り込まれたことについて、利用者の利益、良質かつ安定的なサービス提供の観点から強い懸念を抱くものです。

全国経営協は、今後、多様な供給主体の参入が活発化するとしても、社会福祉法人が引き続き福祉サービスにおける中心的な役割を担い、地域福祉の推進や、社会的な支援を要する人びとへの対応等、その本来的な使命を果たしていくために、「新しい社会福祉法人」のあり方を提言していきたいと考えています。

■「新しい社会福祉法人」の基本的な方向

全国経営協は、より自由な経営を可能とするとともに、高い福祉性を追求することのできる社会福祉法人をめざします。

「新しい社会福祉法人」は、経営の自由化・効率性を追求していきます

多様な供給主体と対等な競争関係を築いていくためには、経営者の判断によってより自由な経営ができるような社会福祉法人となる必要があります。

そのためにも、以下の見直しを求めていかなければならないと考えます。

- 資金調達ならびに資金用途制限の緩和
⇒経営者自らの判断による事業展開を可能にしていきます。
- 行政監査の緩和
⇒頻度、内容についても法令に根拠をもち、より緩和された監査水準を確保していきます。
- 評議員会の諮問機関化
⇒理事会機能の質的強化を図る観点からも評議員会の実質的な諮問機関化を図っていきます。

その他にも、より自由度の高い社会福祉法人を目指す観点から、施設整備費補助金のあり方や法人解散時の残余財産の取り扱い等についても検証していく必要があると考えています。

「新しい社会福祉法人」は、高い福祉性を追求、実践していきます

社会福祉法人に求められる役割や機能は、ますます増大します。「新しい社会福祉法人」における効率的な経営の成果は、あらたな福祉ニーズを開発し、地域の福祉増進に還元します。

社会福祉法人はその使命に基づき、地域福祉推進の拠点としての機能を発揮すべく以下の実践に積極的に取り組みます。

- 多様化する地域の福祉ニーズに即応する先駆的・開拓的なサービスの実践
- 低所得者や社会的な援護を要する人びとに対する支援
- 福祉人材の養成、福祉教育の実践

なお、社会福祉法人が本来の自主性・自律性を回復し、経営者の創意工夫を活かした上記

の事業展開を図るためには社会福祉事業の収支差額を活用できるよう、資金使途の弾力化を求めていく必要があります。

あわせて社会福祉法人は国民からの信頼に応えるため、第三者評価や外部監査に取り組むとともに、経営の透明性を高めるため積極的な情報公開を行います。

■ 「新しい社会福祉法人」の構築に向けて

全国経営協は「新しい社会福祉法人」の実現に向けた取り組みを進めます。そのため、新たに「社会福祉法人のあり方検討会」を設置、早急に各論について整理していく予定です。つきましては、会員法人のみなさまからのご意見をお寄せください。

平成14年10月23日
正副会長・委員長会議決定

○今の規制改革等での社会福祉法人のあり方の見直しの論議や、構造改革特区での特養への民間企業参入などが行われるなか、全国経営協では、新しい時代に適応した社会福祉法人のあり方を提言するべく、基本方針を表明いたしました。

今後、新たに検討会を発足し、各論について検討を行い、今冬中に報告、さらなる提言、要望を行っていきます。

○今後の検討に生かすべく、会員、非会員を問わず、皆様のご意見を募集いたします。フォームにしたがつて、事務局までご意見をふるってお寄せ下さい。

[ご意見記入フォームへ](#)